

みやざき材活用施設設置支援事業（県内）実施要領

令和 7 年 5 月 2 日

環境森林部山村・木材振興課

第 1 目的

この事業は、民間事業者等が行う、宮崎県内における宮崎県産材を活用した P R 効果の高い民間施設の施設整備等を支援することにより、宮崎県内における宮崎県産材の販路拡大を図ることを目的とする。

第 2 事業内容及び補助対象

1 内装及び外装木質化に係る支援

(1) 事業内容

宮崎県内で生産、加工された製品であって、森林に関する法令に照らし適切に手続きされて流通している木材であることが証明できる木材（以下「県産材」という。）を使用し、施設の内装及び外装木質化を行う施設整備に対して助成する。

(2) 補助対象者

個人又は法人

(3) 補助対象施設の要件

以下のアからクの全てを満たすものであることとする。

ア 宮崎県内に所在する施設であること。

イ 補助対象施設の利用者数が年間 2,500 人以上であるか又はその見込みがあること。

ウ 施設利用者が特定の団体や契約会員等のみに限定されず、常時、不特定多数の者の利用が見込まれる P R 効果が高い施設（店舗、飲食店、空港、港、駅、銀行、観光施設、式場、展示場、貸会議室、その他知事が認めるもののうち、不特定多数の者が利用する空間に限る。）であること。

エ 補助事業年度内に竣工が確実であると認められること。

オ 補助対象施設に、事業名と、県産材を使用して整備したことを施設利用者に対して明示するための表示板などを設置すること。

カ 事業終了年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年以上、事業計画に記載された用途に基づく利用が継続されると見込まれるもの（やむを得ない事情により用途を継続できないものと知事が認めたものを除く。）であること。

キ 補助対象とする部分に使用する木材使用数量（材積）の 70%以上が県産材であること。

ク 補助金交付決定日以降に補助対象とする部分に着手するものであること。

(4) 補助対象経費

県産材の木材費、木材の加工費（注入等）及び補助対象となる県産材に係る輸送費とする。ただし、使用した造作材、壁材、床材等の木材の使用数量（材積）が、竣工時において納品書等で確認・証明できるものに限る。

2 木製調度品の導入に係る支援

(1) 事業内容

木製調度品の購入に要する経費に対して助成する。ただし、県産材を使用したものに限る。

(2) 補助対象者

第2の1の(2)に同じ。

(3) 補助対象となる木製調度品の要件

ア 第2の1の(3)のアからカまでを満たす施設に設置するものであること。

イ 主たる用途に供する部分又は構造上重要な部分等に木材を使用し、使用数量（材積）の70%以上が県産材であること。

ウ 補助事業年度内に、設置が確実であると認められるものであること。

エ 補助金交付決定日以降に設置するものであること。

(4) 補助対象経費

県産材を材料として製作された木製調度品の購入、運搬に要する経費（既存の調度品の撤去に要する経費を除く。）とする。ただし、使用した木材の使用数量（材積）が、設置時において納品書等で確認・証明できるものに限る。

第3 事業の実施等

1 事業計画

(1) 本事業を実施しようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、みやざき材活用施設設置支援事業（県内）補助金交付要綱（令和7年5月2日定め。以下「要綱」という。）に定める事業計画書（要綱別記様式第1号）を作成し、知事に提出するものとする。

(2) 事業計画書には、補助対象経費が確認できる設計書等の写し、事業内容が分かる図面及び木材使用量が確認できる木拾い表を添付するものとする。

(3) 既に着工している建築物について、本事業を活用し、その一部に取り組む場合にあっては、当該部分が未着手であることを明確にした事業計画書を作成し、知事に提出するものとする。

2 事業計画の審査及び承認

(1) 本事業は、提出された事業計画書等の内容について審査を行う。

(2) 知事は、事業計画が適当と認めたときは、事業実施主体に補助予定額を内示する。

3 事業の実施

(1) 事業実施主体は、内示を受けた事業について、補助金等交付申請書を提出するものとする。

(2) 既に着工している建築物について、本事業を活用し、この一部に取り組む事業実施主体は、補助金交付決定日までに、管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長（以下「農林振興局長等」という。）において当該部分が未着工であることの確認を受けるものとする。

(3) 農林振興局長等は、前項により現地確認を行った場合は、確認調査書（別記様式第1号）に現地の状況が分かる写真を添えて知事に報告するものとする。

4 完成報告、確認等

(1) 事業実施主体は、施設の整備及び設置が完了したときは、速やかに完成届（別記様式第2号）を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

ア 県産材等使用証明書（別記様式第3号）

イ 事業実施主体の検査調書（別記様式第4号）

ウ 契約書の写し、請求書の写し等

エ 必要に応じ、検査済証の写し

オ 完成写真（別記様式第5号）

(2) 農林振興局長等は、完成届の提出があったときは、提出された書類を遅滞なく審査し、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(3) 農林振興局長等は、前項による確認調査の結果を、確認調査書（別記様式第1号）により知事に報告するものとする。

5 実績報告

事業実施主体は、審査を終えたときは、速やかに事業実績を知事に報告するものとする。

6 事業の成果等

(1) 事業実施主体は、県の求めがあった場合は、県産材を使用した施設等の設計、施工等の内容が分かる資料、写真を提出しなければならない。

また、提出された資料については、県産材の需要拡大のために公開することに同意するものとする。

(2) 事業実施主体は、当該施設等に県産材を利用した旨を明示すること。また、案内パンフレット等において、木の良さや特徴を記載するなど、木材利用の普及 PR に積極的に努めること。

7 概算払時の進捗状況調査について

交付要綱第10条第2項に定める概算払請求については、概算払請求額に見合う事業の進捗が確認できることとし、管轄の西臼杵支庁又は農林振興局長は、概算払請求額が妥当な額であるか書類及び現地調査を行い、概算払請求時進捗調査書（別記様式第6号）を添付すること。

附 則

この要領は、令和7年5月2日から施行する。